

令和5年度第2回葛飾区教育振興基本計画推進委員会会議録

1 日時 令和6年2月19日（月） 午後2時から午後3時30分

2 会場 区役所 705・706 会議室

3 委員名簿

氏名	選出区分	出欠
小花 高子		出席
中島 俊一		出席
佐々木健二郎		出席
鈴木 雄祐		欠席
矢野 靖子	幼稚園園長会代表	欠席
小川 和美	小学校校長会代表	出席
千葉 貴志	中学校校長会代表	出席
白城 和美	幼稚園PTA連合会代表	出席
田中 健	小学校PTA連合会代表	出席
佐藤 雄大	中学校PTA連合会代表	出席
谷澤 多美雄	自治町会連合会代表	出席
丸山 均	青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表	欠席
赤松 史貴	青少年委員会代表	出席
杉浦 健	民生委員児童委員協議会代表	出席
腰塚 幸男	体育協会代表	欠席
工藤 宜	スポーツ推進委員協議会代表	出席
齋藤 桂三	社会教育委員の会議代表	欠席
河原塚 晃	博物館運営協議会代表	欠席
永島 崇子	東京都東部学校経営支援センター代表	出席
二葉 昭二	私立幼稚園連合会代表	欠席
鈴木 康之	私立保育園連盟代表	欠席
芝山 信	私立保育園経営者協議会代表	欠席
塚田 剛士	私立学童保育クラブ連盟代表	欠席

開会時刻 14時00分

○**委員長** 皆様、こんにちは。教育長の小花でございます。本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻でございますので、これより令和5年度第2回葛飾区教育振興基本計画推進委員会を開会いたします。

この推進委員会の設置要綱の規定に基づきまして、委員長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ここからは座って進めさせていただきたいと存じます。

本日の会議でございますけれども、議事録作成のため録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、事務局から連絡事項がございます。事務局、お願いします。

○**教育総務課長** 教育総務課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

お許しをいただきまして、着座にて進めさせていただきたいと存じます。

まず、ご欠席のご連絡をいただいている委員の皆様方のご紹介です。丸山委員、腰塚委員、齋藤委員、河原塚委員、鈴木委員、塚田委員、鈴木雄祐委員から、ご欠席の連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。既に事前に郵送させていただいているものからご紹介します。「かつしか教育プラン（2024年～2028年）」、そして、折り畳み見開きの概要版でございます。

3点目が、「かつしか教育プランの取組について【令和6年度取組予定】」でございます。

また、本日皆様の机上には、次第と席次表、こちら2点を置かせていただいております。過不足等ございましたらお申しつけいただければ幸いです。

連絡事項等につきましては、以上となります。

○**委員長** それでは、進めさせていただきます。

本会議につきましては、公開といたしまして、傍聴人の定員は10名といたしております。会議録につきましては、委員長以外のご発言者のお名前につきましては伏せた上で公開をさせていただきます。

それでは、傍聴希望者の方にお入りいただきたいと思いますと思いますが、本日は、希望者は何人いらっしゃいますか。

○**教育総務課長** お1人でございます。

○**委員長** それでは、傍聴人の方にお入りいただきたいと思います。

— 傍聴人入場 —

○**委員長** それでは、議事に入ります。

本日の進行でございますが、初めに、現計画である「かつしか教育プラン（2019～2023）」が今年度で計画期間終了となりますので、来年度からの次期計画であります「かつしか教育プラン（2024～2028）」について、まずご説明させていただきたいと思います。その後、「かつしか教育プラン（2024～2028）の取組について【令和6年度取組予定】」につきまして一括して説明をさせていただいて、基本方針ごとに質疑を行ってまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、まず説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、「かつしか教育プラン（2024～2028）」の概要版をお手元にご用意いただければと存じます。こちらは、開いてA3横の形状でご覧ください。

まず、左上に計画策定の趣旨を記載してございます。現行の「かつしか教育プラン（2019～2023）」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国や東京都の動向、本区の現状を踏まえまして、葛飾区教育大綱等に基づいて、更なる教育施策の推進を目指すために策定したものでございます。計画の期間は、令和10年度までの5年間としております。

続きまして、右上をご覧ください。葛飾区が目指すこれからの教育ということで、2点お示しをしております。SDGsの目標の達成を目指す教育、そして子ども一人一人を大切にしたい教育の2点でございます。

続きまして、その下の表になります計画の体系をご覧ください。一番左の水色の部分でございますが、計画を貫く理念を「計画の目指すもの」として掲げております。「かがやく未来をつくる力をはぐくむ～共に学びあい 支えあうまち かつしか～」でございます。

そして、これを実現するための三つの基本方針、次に各基本方針に基づく目指す方向性、そして施策というように、体系をお示ししているものでございます。

基本方針について、若干触れさせていただきます。

一つ目の基本方針は、「子ども一人一人が生き生きと学び生きる力を培う学校教育を推進します」というものでございます。子どもたちが生きる力を培う、そのために、より質の高い学校教育を実現する、また幼稚園等から高等学校までの連続した教育活動を推進する、さらには葛飾区で学ぶことができよかったですと実感できる教育環境を整えるというものでございます。

二つ目の基本方針は、「家庭・地域・学校が連携して子どもの豊かな成長を促します」というものです。家庭・地域・学校が連携を図りながら、柔軟に協力し合う環境づくりを進める、また家庭の教育力向上のための支援を行っていくものでございます。

三つ目の基本方針は、「生涯にわたる豊かな学びを支援します」としております。区民が生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に親しむとともに、区民同士が交流し、絆を深めるための場と機会を充実する、また区民と協働して学んだ成果を地域社会に生かす仕組みをつ

くり、学び合い、助け合い、高め合うコミュニティづくりを進めるものでございます。

そして、三つの基本方針にそれぞれ目指す方向性を設けまして、さらに目指す方向性を実現するための施策を設けております。

こちらでは、各基本方針に基づく、目指す方向性を具体的に記載しております。

施策につきましては、この後、令和6年度の取組予定で説明させていただきますので、こちらでは目指す方向について若干触れさせていただきます。

まず、基本方針1の目指す方向性（1）です。「ウェルビーイングを目指した学力向上と健康な体の育成」としてしています。こちらは、学力向上や体力向上に対する取組などによって多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるウェルビーイングを目指すというものでございます。

次に、目指す方向性（2）です。「幸せや生きがいを感じられる豊かな心の育成」としてしています。こちらは、豊かな人間性と社会性を育む、また全ての子どもの個性や能力を引き出し、最大限に伸ばす取組を進めるというものでございます。

次に、目指す方向性（3）は、「共生社会の実現に向けた多様なニーズへの対応」でございます。こちらでは、一人一人の教育上のニーズに応える多様な学びの場の一層の充実、整備を進めるものでございます。

次に、目指す方向性（4）は、「信頼に応える学校」でございます。こちらは、子どもや保護者への相談体制の充実、適切な支援などを通しまして、区民の信頼に応える学校づくりを進めるというものでございます。

次に、目指す方向性（5）でございます。「魅力ある充実した学校」です。こちらは、教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにする、また学校の改築を計画的に進めていくとしているものでございます。

続きまして、基本方針の2でございます。

目指す方向性（1）は、「家庭の教育力向上」でございます。こちらは、家庭の教育力の向上を支援することで、子どもの人格形成、健全な育成を促していくというものでございます。

次に、目指す方向性（2）は、「地域ぐるみで見守り育む体制づくり」でございます。こちらは、家庭・地域・学校が連携することで、地域に愛着や誇りを持てるよう、社会全体で子どもの成長や自立を支援するというものでございます。

次に、目指す方向性（3）は、「家庭・地域との協働による学校教育の充実」でございます。こちらは、望ましい食習慣の形成や健康教育などについて積極的に家庭・地域と学校が協働することにより、学校教育の充実を図るというものでございます。

続きまして、基本方針3でございます。

目指す方向性（１）は、「誰もが、学習・文化・スポーツ活動に取り組める機会の充実」としております。こちらは、区民の誰もが自分に合った形で主体的に学習・文化やスポーツに参加できるよう、機会の充実を図るというものでございます。

次に、目指す方向性（２）は、「学びの成果が地域に生きる仕組みづくり」でございます。こちらは、地域への関心を高める機会の充実を図る。また、地域を支える人材の育成、学習で得た知識等が、暮らしや地域活動などに生きる仕組みをつくるというものでございます。

次に、目指す方向性（３）は、「誰もが学び、集い、スポーツに親しめる環境づくり」です。こちらは、図書館機能の充実、学習情報を提供する仕組みづくり、また施設設備を整えるなどの環境づくりを進めるというものでございます。

これらの目指す方向性に基づいて、各施策を進めてまいるのでございます。「かつしか教育プラン（2019～2023）」の概要につきましての説明は、以上となります。

それでは、引き続きまして、令和6年度の取組予定についてご説明を申し上げます。「かつしか教育プランの取組について【令和6年度取組予定】」の冊子をご用意ください。

まず、表紙の裏面でございます。

こちらは、かつしか教育プランの位置付けについて記載しております。また、右隣のページの上段には、かつしか教育プランの推進についてということで、計画の目指すものの実現に向けまして、三つの基本方針の下に取組を進める旨を記載しております

さらに、下段にはかつしか教育プランの進行管理について記載しております。本委員会におきまして、年2回ご報告をさせていただき、委員会の中でご意見を頂戴するとともに、学識経験者からもご意見を頂くなどいたしまして、次年度の取組につなげていく旨を記載しております。

それでは、本文についての説明に入らせていただきます。

本日は、令和6年度の主な新規拡大事業に係る部分について説明を申し上げます。

なお、予算措置を伴う事業につきましては、予算に関する区議会の議決を必要とするものでございまして、現時点では予算案ということでご了承いただければと存じます。

おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

こちら基本方針1でございます。ページの中ほどをご覧ください。各基本方針の最初のページには、評価指標を記載しております。それぞれ基本方針ごとに指標を設定しておりますけれども、計画の期間である令和10年度までの目標値をお示ししております。年度が経過するごとに目標値に対する実績値を記載して、皆様にお示ししていくものでございます。

3ページをご覧ください。

こちらは、目指す方向性の（１）でございます。こちらの目指す方向性につきましても、基本方針と同様に評価指標を設けまして、10年度までの目標値をお示ししております。

5 ページをご覧ください。

各施策の取組のご紹介となります。こちらは、施策①「個別最適化した学力向上に向けた取組の充実」の（サ）をご覧ください。学習や能力向上への意欲が高い区立小・中学校の児童・生徒を対象といたしまして、土曜日を中心として活動し、持てる能力をさらに向上させるための、かつしかチャレンジプログラムを開設いたします。

6 年度は小・中学生を対象とした自然科学コースとプログラミングコース、そして中学生を対象とした English challenge コースを実施いたしまして、思考力やコミュニケーション能力等の更なる育成を図ってまいります。

続きまして、6 ページをお開きください。

施策⑤「幼児教育の充実と幼保小・小中・中高連携教育の推進」の（ア）をご覧ください。教育委員会事務局の指導室に新たに「就学前教育アドバイザー」を配置いたします。区内の幼児教育施設を訪問いたしまして、教育・保育施設の取組を把握するとともに、区長部局である子育て支援部と連携いたしまして、幼児教育の質の向上に向けて助言及び支援等の充実を図ってまいります。

続きまして、11 ページをお開きください。

こちらは、目指す方向性（3）施策①「特別支援教育の推進」の（エ）をご覧ください。発達障害等のある児童・生徒に対しまして、6 年度はクラス支援員を配置してまいります。また、（オ）をご覧ください。ペアレントトレーニング講座につきましては、6 年度は定員を 12 人から 20 人に拡大して実施いたします。

続きまして、施策②「不登校に係る支援の充実」の（ウ）をご覧ください。校内サポートルームにつきましては、6 年度は中学校で 3 校開設するとともに、7 年度に向けまして 5 校の開設準備を行ってまいります。

続きまして、施策③「日本語指導の充実」の（ア）をご覧ください。「にほんごステップアップ教室」を総合教育センターに加えて、新小岩中学校内に開設いたしまして、2 か所で運営を行ってまいります。

続きまして、15 ページをお開きください。

こちらは、目指す方向性（5）施策①「学習環境の充実」でございます。（ア）につきましては、平成 30 年 9 月に決定した改築校をお示ししています。それぞれの学校で記載の取組を進めてまいります。

また、おめくりいただきまして、16 ページ一番上の（イ）をご覧ください。こちらは、昨年 12 月に決定した改築校について 6 年度の取組を表でまとめたものでございます。

続きまして、二つ下の（エ）をご覧ください。学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進を図るため、6 年度は小学校 4 校、中学校 1 校にスロープを設置するほか、小学校 2 校

に車椅子使用者用トイレを設置してまいります。その下の（オ）でございます。葛飾区学校適正規模等に関する方針を踏まえまして、令和7年4月に木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行います。統合小学校の開校に向けまして、木根川小学校と渋江小学校の連携を深めながら、統合準備を進めてまいります。その下の（カ）でございます。5年度から実施しております学校給食費の完全無償化につきまして、6年度からは重度の食物アレルギー等の理由により学校給食を全く喫食せず、弁当を持参している児童・生徒の保護者についても、学校給食費相当額の補助を開始いたします。

続きまして、その下の施策②「教育DXを推進する環境整備」でございます。6年度は教職員端末の入替を実施するとともに、次期学校教育総合システムのリプレイスや1人1台タブレット端末の更改等に向けての検討を実施いたします。

続きまして、22ページをご覧ください。

基本方針2の目指す方向性（2）施策②「学校施設等を活用した放課後支援の推進」でございます。（ア）をご覧ください。6年度につきましては、新小岩地域に学童保育クラブを新設するとともに、水元小学校と道上小学校で校内学童保育クラブの整備工事を行ってまいります。また、その下の（イ）でございます。学童保育クラブの待機児童が特に多い学校におきまして、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した「学童保育クラブ待機児童解消見守り事業」をモデル実施してまいります。

続きまして、24ページをご覧ください。

目指す方向性（3）施策④「区立中学校部活動等の充実」でございます。（ア）でございますが、部活動の地域への移行を進めるため、区立中学校の中からモデル校を指定いたしまして、新たに地域クラブ活動を試行的に実施してまいります。また、（イ）でございます。学校の状況を考慮しながら、引き続き中学校部活動顧問指導員や中学校部活動地域指導者の配置の充実に図ってまいります。

続きまして、26ページをお開きください。

基本方針3の目指す方向性（1）施策①「区民のニーズをとらえた学習機会の充実」でございます。（イ）をご覧ください。令和6年10月から令和7年3月31日までの予定で改修工事により休館となる博物館におきましては、他の区施設や屋外などで講座やイベントを実施してまいります。

続きまして、30ページをご覧ください。

目指す方向性（2）の施策①「区民協働による学習・スポーツ活動の推進」でございます。こちらは、（オ）をご覧ください。下から2行目になります。ブラインドサッカー大規模大会を本区で実施するとともに、パラスポーツを普及するイベントを開催してまいります。

続きまして、34ページをお開きください。

こちらは、目指す方向性（3）の施策②「魅力あるスポーツ施設の整備」でございます。（イ）をご覧ください。奥戸総合スポーツセンター陸上競技場につきまして、既設の人工芝から天然芝生に改修工事を行うための設計・工事費の算出を行ってまいります。（エ）でございます。荒川河川敷グラウンドのトイレの改修工事を行ってまいります。（オ）でございます。私学事業団総合運動場につきましては、区の体育施設条例に位置付け、区民が利用できるスポーツ施設として区民の健康づくり・スポーツ振興の一層の促進に向けまして、（仮称）東新小岩運動場として整備し、活用してまいります。

続きまして、一番下の施策④「利便性の高い図書館の整備」でございます。まず、（ア）でございます。利用者のプライバシー確保や利便性向上のために、地域館にICTを活用した自動貸出機、セルフ予約棚、簡易返却機などを導入いたしまして、職員を介さず利用者自身で手続きができるシステムを整備してまいります。6年度は鎌倉図書館に自動貸出機及びセルフ予約棚を導入してまいります。（イ）でございます。電子書籍のコンテンツ数を増やすことによりまして、非来館者向けサービスの拡大を図ってまいります。（ウ）でございます。中央図書館の個人閲覧席につきまして、インターネットからの予約を可能とすることで、利便性の向上を図ってまいります。

最後になりますが、35 ページから 42 ページまでは、参考資料といたしまして用語解説を、43 ページは調査概要を掲載しておりますので、本文と併せましてご参照いただければ幸いです。

ご説明は以上でございます。

○**委員長** ただいま新しい計画と令和6年度の取組予定ということで、一括でご説明させていただいたところでございます。

これからご意見につきましては、この【令和6年度取組予定】の基本方針ごとに伺ってまいります。

それでは、【令和6年度取組予定】の資料の1ページから17ページまでの基本方針1につきまして、ご意見やご質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。お手を挙げていただければマイクをお持ちしたいと思います。

それでは、先に委員、お願いいたします。

○**委員** よろしく願いいたします。

11 ページの特別支援教育の推進のところ（エ）クラス支援員の新たな配置というお話がありましたけれども、どのような資格の方といたしますか、資格がなくてもどのようなキャリアを積んでこられた方を配置されるご予定なのか、お聞かせいただければと思います。

○**学校教育支援担当課長** 学校教育支援担当課長です。私のほうからご説明申し上げます。

クラス支援員につきましては、資格要件は不要ということで現在進めている事業でござい

ます。小学1年生に1学期間配置しているクラスサポーターという制度がございまして、長年にわたって学校の子どもたちのために貢献されてきた方々がいらっしゃるのですが、今年度をもってクラスサポーターの制度は廃止となりますので、その後も貢献したいと思われる方が、クラス支援員としてこれからもお務めになるという可能性も見込んで制度をつくっていた経緯がございます。

○委員長 委員、いかがでしょうか。

○委員 そうしますと、これまでも発達障害等がある児童・生徒に対して、一定の経験を積んで支援されていた方々が、改めてお名前を変えられてといたしますか、引き続き支援していただけるという形と捉えてよろしいでしょうか。

○委員長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 学校によってそこは様々いらっしゃるかなと思っております。長年にわたってそういう支援を続けてこられた方は学校の実情を踏まえて動かれることもございますし、また新たに学校で働きたいと思われる方については経験不要というところで、また新たな経験を積むという方も中にはいらっしゃるかなと思ってございます。

○委員長 委員、お願いいたします。

○委員 すみません。単純に人が配置されるということの解決ではなくて、やはり多少なりとも理解のある方を配置していただくほうがよいのかなというふうに思いますし、せっかく配置されるのであれば有益にといたしますか、対応されるお子さんにとっても、それから周りのお子さんたち、みんなにとっていい形になる支援員であるといいのかなというふうに思っていますが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 その点につきましては、総合教育センターで2回ほど研修を実施してまいりたいと考えてございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにはいかがでしょうか。それでは、委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

まず6ページ、「幼児教育の充実」という文言が、最終的に頂いた計画案の中には入っていませんでした。幼保小連携の中でしか幼児教育の重要性が語られていないことに対する憤りを、園長先生たちもおっしゃっていた中で、最終的にここに幼児教育の充実という文言が記載されて、就学前教育アドバイザーの配置ですとか、しっかりとここに表示されていることに本当に感謝いたします。見守らせていただきますと言いますか、感謝の気持ちを込めながら、よろしくお願いいたしますと申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

一点、不登校のところで、私の周りでの話になってしまうのですが、ポニースクー

ルや児童館など、公的には第三の居場所というふうに認められてはいないけれども、不登校の子たちが「学校には行かないけれども、ポニースクールは行くよ」ですとか、「児童館に集まっているよ」とか、「図書館だったら行くのだよね」という状況があります。

児童館の先生ですとか、ポニースクールの先生たちは、資格等も持っていない方たちですので、公的には認められていないから、認めていいものなのか、ちゃんと学校に行かず、本人が行ったほうがいいのかというのを迷いながら対応しているということで、大変なのだという話を何回か聞いたことがあります。

不登校をこうしてしっかりと校内サポートルームでやっていただくのは絶対的に大切なのですが、非公式の場で不登校の子たちが、心のよりどころにしている場所というのがたくさん葛飾区にあって、とてもいいことだと思うのです。そこをもっと現場に負担のかからないように、子どもたちも楽しく過ごせる、何かいい感じに仕組みづくりができればいいのかなと思いました。

○委員長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 お話にありましたように、様々な場所に不登校のお子様がいらっしゃる現状があるということは、私たちのほうにも情報として得るものもございます。様々な所管、関係機関も含めて情報共有をすとか、連携を強化するということについては、やはり今後も対応を強化していく必要があると考えております。

現在、子育て支援部であるとか、私たち総合教育センターも協議会も含めて、その情報共有の在り方等、取組のありようを検討しているところでございますので、その課題意識を持って取り組んでいきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

○委員 15 ページ、16 ページの学校等の施設更新の取組についてお聞きしたいと思うのですが、特に 16 ページの令和 5 年 12 月に決定した改築校について、「以下の取組を進めます」ということで、木根川小学校、渋江小学校、中川中学校とかなり地域に対して大きな変化、変更があると思うのですが、先日も地域で会議等々があったようには聞いているのですが、具体的にどのように進められているのか、現状を教えてください。

○委員長 学校環境整備担当課長。

○学校環境整備担当課長 学校環境整備担当課長でございます。

まず、この渋江小学校、木根川小学校、中川中学校の東四つ木の小・中学校の再編につきましては、今年度、令和 5 年 4 月から地域の学校の評議員の皆様、あとは地域の代表者、町

会長ですとか青少年委員の皆様と会議体を設けまして、月に一回のペースで検討懇談会を開催してまいりました。

その中で、こういった形で学校再編を進めていくのがいいのかということについて、議論をさせていただいたところがございます。今回この取組をさせていただいた大きな要因としては、やはり児童・生徒数が減少傾向にあるというところ、特に今回、東四つ木地域におきましては、木根川小学校が1学年1学級ということで、全学年合わせても6学級しかないという状況、また児童数も1年生は10人を切っており、児童数の減少がかなり目立ってきたということから、今回学校統合という手法について、皆さんと議論を進めてきたところがございます。

おかげさまで、地域の皆様から、改めて今回木根川小学校と渋江小学校の学校統合を行うこと、また将来的に木根川小学校の敷地に統合した小学校と中川中学校の小・中の施設一体型校舎を整備するというところのご理解をいただいたところがございます。今回この次期改築校に選定されたことから、改めて地域の皆様にもご報告させていただきながら、改築事業を進めていきたいと考えているところがございます。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 中川中学校のPTAのほうから、中P連の会議を通じて、小規模校の今後の在り方ということについては、相当不安があるということで、各中学校のPTA会長さん宛てに様々な質問等々が出ているのですけれども、ここは一体型となったとはいえ、しっかりと行政のほうで各保護者の方については、様々な手当が必要なのではないかなと思ってまして、その辺地域やPTAから何かご意見が上がっていますか。

○学校環境整備担当課長 まず、この東四つ木地域でございます中川中学校でございますけれども、今後、立石駅周辺では、かなり大規模な再開発事業が予定されております。こうした人口急増地域が隣接してございますので、そうした状況も踏まえながら、将来的に通学区の見直しというところも、引き続き検討していくということで、地域の皆様にも説明をさせていただいているところがございます。

当初、懇談会を立ち上げたときには、中川中学校をなくしてしまうのかというような声も上がりましたがけれども、現時点では中川中学校は引き続き中川中学校として存続して、この改築事業を進めていくという方向で検討しているところがございます。

○委員長 委員。

○委員 立石駅周辺の再開発と人口増というのが、多分まだ今の親御さんたちには、そんなにイメージできていないのかなということで、不安の声が上がっているということは本日申し伝えさせていただいて、今後に生かしていただければと思います。

○学校環境整備担当課長 ありがとうございます。東四つ木地域では、検討懇談会とかを

行った際にはニュースを発行しまして、保護者の皆様に学校の C4thHome&School 等々を使いながら周知をさせていただいております。また、これから進学される方向けにも、幼稚園ですとか保育園にも情報提供させていただいておりますけれども、今後も引き続き丁寧なアナウンスを進めてまいりたいと考えております。

○委員長 委員、よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、先に委員からお願いいたします。

○委員 先般、葛飾区の令和6年度予算案を私も拝見しました。その中で教育費予算を見ますと、前年度比 50%ぐらい増えていますかね。今、委員からあった学校の改築ですとか、そのあたりの予算がかさんでいると思うのですけれども、限られた予算案という中で、教育長以下、教育委員の皆さん、区の関係の各所の皆さんのご尽力があったと思います。感謝申し上げます。

こちらの冊子でいいますと、私からお願いというか、申し上げたかったのは、14 ページのところですか。先般ちょっとニュースでも伝えられましたけれども、東京都の教員の採用倍率が 1.1 倍ということで、実際ほぼ定員割れ間近というところが見えてきて、私としても衝撃を持ってニュースを見ておりました。

そういった中で、やはり昔の 3 倍、4 倍が当たり前の時代に比べると、どうしても選ぶという意味では、質の低下が懸念されるころかなというふうには思っております。

ここがやはり思ったよりも早く進んだというところで、この 14 ページにある③、④、⑤です。教員の皆さんの質の向上など、そういった取組を継続的にしていくというのが大事かと思っております。そのような時代の情勢を見据えまして、この基本方針を基に、最適なことをいろいろ試行錯誤してやっていただきたいと思ひまして言及させていただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。指導室長、教員の質の確保・向上について。

○指導室長 指導室長でございます。

報道等にございますとおり、特に小学校教員採用の倍率の低下につきましては、大変重く受け止めているところでございます。当然ながら、悉皆の研修もさることながら、葛飾区では独自に葛飾教師塾ですとか、教員の指導力向上を目指して独自の取組を進めておりますので、積極的にこれからも取り組んでいかななくてはならないと思っておりますし、また教員でなくてもできる仕事につきましては、スクール・サポート・スタッフですとか副校長補佐ですとか、そういった人的な支援もすることで、先生方が児童・生徒に特化して取り組めるような環境づくりも、こちらの計画にございますとおり、より進めてまいりたいと考えており

ます。

○委員長 委員、よろしいですか。

○委員 はい、以上です。

○委員長 それでは、委員、お願いいたします。

○委員 よろしく申し上げます。

今、この報告書を見まして、非常によくまとめていただいて、我々が浅い知識でいろいろ質問しながら、こうしたらいいのではないのか、ああしたらいいのではないのかと話をしながら進めていったものまで、全てある程度網羅していただいて、非常に感謝いたします。

二つ気になったことがあります、不登校に関することなのですけれども。僕は今、青少年委員会を切り回しているのですが、新たに不登校になる要因として、福祉の問題が出てくるのではないかと。コロナ禍でいろいろな会社が国の支援を受けて継続はしてきたのだけれども、その返済が始まっております。葛飾は中小企業のまちというのは皆さんご存じのとおりですね。返済に対して、いざ、頑張れるのかというのは、まだ大きな報道にはなっていないとは思いますが、各会社の中小企業の倒産件数がどんどん伸びていっているという状況の中で、もう少し福祉のほうと連携しながら、子どもたちを守っていかないと。もちろん総合教育センターでも既にやっつけていただいているのですけれども、子どもに関することに関しては、区長部局と連絡を密にして、もっと風通しのいい運営をしていただければなと思っております。これは、計画策定検討委員会の少し後の時期だったので、発言することができなかったのも、今後の参考にしていただければなと思います。

もう一点、僕は以前、学校の、特に水泳の授業に対するアウトソーシング化があって、学校のプールをどうするのですかという質問をさせていただきました。もちろん改築になってプールをなくし、そのままアウトソーシングをしているという学校も出てきてはいるのですけれども、きれいなプールがまだ屋上にある小学校も多々あります。

以前にお話を聞いたときには、何も見込みが立っていない。でも、一般的に、計画をアウトソーシングする、その施設が余る。その施設の利用だとか流用だとか措置の費用というのは、そのときに考えているものではないのでしょうかという質問をさせていただきました。

そのときは、ああそうなのだということで終わったのですけれども、今回プールに関して書いていなかったもので、これは学習環境整備ということで、どういう考えを持っておられるのか聞きたくて質問させていただきました。

○委員長 それでは初めに、不登校関係からお答えをさせていただきたいと思えます。

○学校教育支援担当課長 不登校の現状と併せての委員からのお話、ありがとうございます。

不登校の要因が多様化しているという現状の中で、やはり親御さんの勤め関係であるとか、あるいは身体の状況、精神疾患も含めてですが、そういったものが複雑に絡み合うこと

が要因になるということについては、私たちも十分承知している次第でございます。

福祉部との連携ということでは、例えば今、くらしのまるごと相談課も設置されて、そことの情報共有であるとか、青少年問題協議会等も含めて地域の皆様から情報をいただきながら連携をしていく必要があり、地域全体で支えていかなければならない構図があるということを感じております。

協議会や様々なところに、総合教育センターからも参加させていただいて、今の現状を伝えていただく機会が増えてまいりましたので、そういったところで課題を整理しながら進めていきたいと考えてございます。

○委員長 まず、不登校の今のご説明ですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○委員 はい、以上です。

○委員長 よろしいですか。では、次にプールについて。

○学校教育推進担当課長 学校教育推進担当課長でございます。

学校プールを今後どうしていくかということのご質問については、今おっしゃっていただいたとおり、小学校を中心に民間の屋内温水プールなどを活用した授業に切り替わってきている中、学校のプールを使っていない学校というのが出てきているというところで、今そういった使っていないプールをどうしていくかというところは、我々教育委員会も課題認識もしております、検討を始めております。

一律にどうするというよりは、学校の状況によって、例えばですが、校庭の横にプールが単独に建っているというような場合は、プールを壊すことで校庭が広がって、子どもたちの教育活動の環境の充実に資するというようなことがあれば、そういう対応をしていくなど、各学校の環境を踏まえて、お金もかかる話でもございますので、まずは子どもたちの環境の充実に資するようなところを、有効活用ということができるようプランを立てば、そこは一つ一つ対応していきたいと考えているところでございます。

○委員長 委員。

○委員 課長、前回も同じような回答を頂きました。個別に話しておりますので、よく分かるのですけれども、中之台小学校のように体育館の屋上にあるプールというのは、体育館を潰さないといけないということがあるそうです。これはもう大ごとですよ。今言われたように、運動場の横にあるプール、これを潰して運動場にしてしまえばいい。金額的に言ったら半分ぐらいになるのかどうか分からないのですけれども。そういうのも含めて、こうしますと言ってもらわないと。水を張ったままのプールを残していればどういう危険性があるかというのは、ご存じのように、子どもたちは何をするか分からないので、もちろん学校が管理もしているし、いろいろ注意はしていると思うのですけれども、今考えています、計画していますでは、ちょっと遅いのではないかと思います。

しかも、このプールを移行するという計画を立てたときに、この残ったプールはどうするのだという青写真のようなものを示していただかないと、地域としてはこれどうするのかと。学校の現場の先生としてもどうするのかという話になってしまうので、有効活用の仕方については、課長とも植物園にしたらどうだとか、違うことをやったらどうだといろいろ話はしましたけれども、子どもたちに関することですので、もっと早くスピーディに、こうやっていきましょう、こうやったらどうですかと、いろいろな話を頂けたらありがたいと思います。

今までの回答だったら、ずっと次の期になってしまうような気がするので、よろしく願いします。

○**学校教育推進担当課長** ありがとうございます。しっかりとスピード感を持って検討して対応してまいります。

○**委員長** よろしいでしょうか。

ただ今、使わなくなったプールについて、子どもたちが危険なのではないかというお話も一部入っていたかと思いますが、プールを使っている、使っていない、プールに冬場も水が張ってあるという状況は同じですので、今使わなくなったことでリスクが上がるということはないかなと思っております。いずれの状態にしても、子どもたちにそういう危険性がないようには、当然今までもそうでございますけれども、これからはしっかりと措置してまいりたいと思います。委員、よろしいですか。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

それでは、先に基本方針2に進めさせていただいて、もしまた後で何かございましたら、お伺いしてまいりたいと思います。

それでは、進めさせていただき、基本方針の2、ページで申しますと18ページから24ページまででございます。こちらについて、ご意見、ご質問などございましたらお願いしたいと思います。

それでは、委員、お願いいたします。

○**委員** ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

20ページの「子育てに悩む保護者に対するカウンセリング機能の充実を図るため、学校にスクールカウンセラーを配置します」というところなのですが、スクールカウンセラーの数がすごく増えて充実しているというのはもちろん存じております。その効果もとてもいいものが出ているというのは存じているのですが、それでも、まだやはりスクールカウンセラーにアクセスするのは、ハードルが高いのかなと思っているところがあります。子どもからしてみると、スクールカウンセラーと話しているところを見られるのが恥ずかしいですとか、そもそも相談しに行くこと自体が怖いですとか、ハードルが高い。それをどうにかするべきではないかという意見は、ほかの会議等でも出ております。

その中で、保護者から見てスクールカウンセラーというのは、たぶんもっと敷居が高いと言いますか、自分たちのためにスクールカウンセラーがあると思っていない保護者がほとんどだと思うのです。悩んでいます、相談したいです、いろいろなところに相談したかったら窓口はこことか、カードとか、ネットやLINEで相談できますとか、いろいろあるのですけれども、いざ、相談しようと思う保護者というのは、本当にせっぱ詰まったところまでいかなないと相談しないという方がほとんどだと思うのです。

児童館などでも相談会等をやっているのですけれども、本当にせっぱ詰まった相談をしている方が多くて、もっと敷居が低い状態でスクールカウンセラーに我が子のことを相談できる仕組みと言いますか、そもそもスクールカウンセラーに親が相談していいということを知らない人のほうが圧倒的だと思いますので、このスクールカウンセラーの敷居をもうちょっと子どもたちに対しても、親に対しても下げたいなと思うところがあります。

○委員長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 こちらについては、まず子ども向けなのですが、全員面接というのを実施しております。まず子どもたちに顔を知っていただくということと、気軽に話しかけやすい雰囲気をつくるということで、春から夏にかけておおむね学校で実施しております。まずは小学5年生と中学1年生の段階の子どもたちを中心に全員面接をしようということになっております。

また、巡回して子どもたちの授業の様子を見るということも行っていて、教室に入ったとしても、部外者が入ってきたというような雰囲気をつくらずに、学校の職員の1人ということで、気軽に声をかけられやすいムードをつくっていくということを行っております。

そちらについては、年度が替わると人も替わるというところがございますので、今後も継続的にやっていく必要があるかなと思っております。

また、保護者向けについては、学校で実施している保護者会でスクールカウンセラーを紹介しているような学校もあるのですが、なかなかそれが周知というか、何をする人かというところのピン트가合わずに過ぎてしまうという場面も見受けられている状況でございます。

学校だよりやスクールカウンセラーだよりで、「何日に来ていますよ」という案内を皆様方に配布している学校もございますが、そういう周知方法をもう少し打ち出していくような点について、今後、学校に周知をしていきたいと考えてございます。

○委員長 よろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、委員。

○委員 この23ページに、健康教育の推進という施策の項目がございまして、(ア)に

「小学校では健康部と連携した喫煙防止教育を、中学校では薬物乱用防止教室を実施します」というような形で表示されているのですけれども、私は葛飾区の薬物乱用防止の推進委員をやらせていただいて、まだ1年たったばかりなのですが、催物のPRとか、会場に行って啓発活動ですとか、中学校では薬物乱用防止ポスターの選考会、また標語の募集をして表彰したりしております。小学校、中学校では、どういう形でこれからこういうものを具体的にどこまで教えていくのかなというのをお聞きしたいのですけれども。この取組はもう始まっているのですか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 指導室長でございます。

まず、子どもたちは基本的には保健体育、小学校ですと保健の学習、中学校では保健体育の保健分野の学習で、喫煙や薬物が体に与える影響等々について知識として学びます。それは全校悉皆で学びます。これは学習指導要領上に定められておりまして、学習として学んでおります。

そして、ゲストティーチャーとして、ライオンズクラブや警察の皆様方にご協力いただきまして、薬物乱用防止教室につきましては既に取り組んでおり、令和4年度ですと中学校24校中19校が特別な授業として取り組んでおります。コロナ禍で、外部からのお客様を学校にお招きすることに制約があった時期がございましたが、令和6年度以降はさらにその校数も広がっていくと思っているところでございます。

○委員 ありがとうございます。保護司の方がお手伝いをしているというのは伺っていたのですけれども、そういった形でやられているということですね。ありがとうございます。

○委員長 この点について、何か補足はございますか。それでは、委員。

○委員 小学校でも、指導室長からお話がありましたように、体育の保健の学習の中で、その害については学習をします。そして、ゲストティーチャーをお招きしたときには、どのように生活の中に入り込んでいて、自分たちが危険にさらされてしまうのか、あるいは知らないうちに触れてしまうのかというような実際のところまでご指導いただいて、子どもたちは理解を深めているところです。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○委員 はい、どうもありがとうございました。

○委員長 それでは、委員、お願いいたします。

○委員 すみません、24ページの④「区立中学校部活動等の充実」のところで、中P連としては、毎年要望させていただいておりまして、今般、国や東京都から新たな方針が出たと

ということで、中P連のほうにもご説明をいただき、本当に感謝しているところです。モデルケースを実施して、今後検証を重ねながら、本区における地域移行を検討していくということなのですが、来年度は1校から始まるのかもしれないのですけれども、その検討の具体的なタイムラインというのが、もし今のところ決まっているのであれば教えていただきたいということと、会計年度任用職員、そして有償ボランティアの配置の充実ということもうたわれているのですけれども、具体的にどのような充実を図っていくのか。中学生にとって部活動というのは自分の進路にも大変関わってくるような重要なファクターだと思うので、できるだけ具体的に教えていただく、もしくは今後具体的にお示ししていただければいいのかなと思っているのですけれども、今の段階で教えていただける範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 地域教育課長でございます。いつもお世話になっております。

まず、部活動の地域移行の今後のタイムラインでございますけれども、国は令和7年度までに地域移行、地域連携に係る取組を推進しなさいということを示しておりますが、それ以降のことに関しては、特に明確な目標というのは定めてございません。本区におきましては、来年度設置する関係団体等を含めました協議会の中で、今後の葛飾区のモデル事業の進め方等々も含めて検討をして、計画を立てていきたいというふうに考えてございます。

それから、来年度の会計年度任用職員と有償ボランティアにつきましては、先般、議会でご報告させていただいた内容ですけれども、来年度は、まず、会計年度任用職員は各校1名の増で、有償ボランティアにつきましては1校当たり約200時間の増分を当初予算案に計上しているところでございます。議会の議決を経て成立するものですので、現段階では案という形でお示しをさせていただきたいと思っております。

○委員長 委員。

○委員 指導に当たられる方の質といいますか、リーダーシップの取り方とか、様々な課題があるように聞いてはいるので、協議会を通じてその辺が整備されていくものだと思っているのですが、子どもたちのためにしっかり尽くしていただければありがたいなというところでございます。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 貴重なご意見ありがとうございます。今ご指摘いただいたように、地域連携・地域移行に関わらず、指導者の質の確保というのは課題の一つとして認識してございます。来年度、実際にモデル事業を実施するに当たって派遣される指導者の質、あるいは地域連携に対して指導者の質の担保というのを、どのような形で確保していくかということは、そういった協議会の中で議題にさせていただいて、しっかりと議論をさせていただければと

思います。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。基本方針2のところ、ほかにご意見、ご質問はいかがでしょうか。

よろしければ、少し先に進めさせていただきたいと思います。

次に、基本方針の3の25ページから34ページまでになります。ここでご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと存じます。

委員、お願いいたします。

○委員 25ページの目指す方針(1)になるのかなと思うのですが、スポーツ等々は具体的に取組がはっきりするのですけれども、例えば区内にある重要文化財には、区的重要文化財、都的重要文化財、国の文化財があるかと思うのですが、文化財についての文言がちょっと少ないのかなと個人的には思っています。特に、先般亀有地区の国の重要文化財についての講座に私も出席しましたが、かなりいろいろなご意見があつて、区民のために国の重要文化財がそんなに活かされていないのではないかという厳しい意見も出たというように記憶しています。区としては、今後の計画の中で、葛飾区の中にある重要文化財については、どのような対応をしていかれるのか、お聞かせいただければと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 生涯学習課長でございます。

今ご指摘のように、葛飾区内には亀有に国の指定文化財があつたり、都の文化財、さらに区の文化財というように段階を追った指定・登録文化財がございます。その活用については、中期実施計画の中でも観光課とタイアップしながら、区の魅力を発信していくという方向性で事業展開を図っていこうという計画を持っているところでございます。

ただ一方、文化財を所有、あるいは保存している全ての方がと公開にご協力いただけるという方ばかりではないので、その点は注意をしながら、公開にご協力いただいた文化財については、もっと積極的に事業を推進しながら、魅力の発信につなげていきたいなというふうに思っているところでございます。

○委員長 委員。

○委員 特に、地域の小学校、中学校に行っている子どもたちに関して、地元で国の重要文化財があるのに、全くその存在も知らないというような現状であると私は思っているのです。公開について様々な意見があるというのも、私も存じておるのですけれども、極力、子どもたちもそんなに目にする機会があるようなものではないので、あるということすら分からない子もいらっしゃるので、ぜひその周知と言いますか、学校の教育の一環として、地元のそういった重要文化財については、積極的に持ち主の方ともお話しいただいてやっていただけ

ればありがたいなというふうに思います。意見です。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ありがとうございます。学校によっては、地域の古老の方、あるいは文化財を所有している方をお呼びして講演をするなど、地域の文化財を知っていただくことで郷土愛を育むという観点から取り組んでいる学校も既にご覧になります。先ほどご質問がありましたように、博物館は来年度後半の半年間休館をいたしまして、改修工事をさせていただくということで、その間、学芸員等が地域あるいは学校に出向いて、いろいろな教室を開いていきたいというふうに思っておりますので、そういった機会も併せて捉えつつ、郷土愛を育むPRもさせていただきたいと考えてございます。

○委員長 努力してまいりたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員、お願いいたします。

○委員 よろしくお願いいたします。

ここに来る前に、かつしか教育プラン（2024～2028）の策定に係る小・中学生の方々のアンケートをもう一回読み直してきたのです。しっかり読み直して思ったことは、子どもたちはすごく当事者意識が強いなと思っていて、このアンケートに答えたら、もしかしたら僕たちの学校がもっと楽しくなるのかもしれない、僕たちの授業がもっとよくなるのかもしれないと、もう本当に子どもながら切実に当事者意識を持って答えているなというのを、アンケートからすごく感じたのです。

一方、大人はと言いますと、実は大人のほうがこの計画に対して、当事者意識が低いのではないかなと思ったところがあります。それから、策定検討委員会委員の学識経験者のお一人も、基本方針について、生涯学習のところにもっと力を入れたほうがいいのではないかなということをおっしゃっていたのです。この基本計画に対して、大人が当事者意識を持って接するとなったときに、やはりこの基本方針3の部分を一番アピールしていくのがいいのかなというのをすごく感じました。

アピールの仕方が多分すごく難しいとは思いますが、今までとはやはり違った方向性を考えて、例えば、これは余りいい例えではないのですが、図書館を今まで使ったことはないけれども、新型コロナワクチンを接種するために初めて接種会場である図書館に来た方ですとか、「カナマチぷらっと」という施設があるのですけれども、マイナンバーカードを取得するために初めてこんな施設があるのを知ったですとか、本を読むのは嫌いだけれども図書館に行く理由があるとか、スポーツをするのは嫌いだけれどもそこに行く。例えば高齢者の方などが、ここにいるとお話ができるからとか、その本筋とは違った意味で、今まで興味のなかった方を取り込むという方法があったら、もっとこの基本方針3から興味を持つ

てくださる方を取り込めるのかなというのをすごく思いました。

○委員長 では、教育次長。

○教育次長 ただいまご意見を頂きましたけれども、まずは知っていただく。そこをきっかけにしてスポーツ活動であったり、読書であったり、文化財であったり、そうしたものに關心を持っていただいて、それぞれの関心、興味に従って活動を深めていただくということは、非常に重要なことであると考えてございます。

ですので、今後、施設それぞれの使用目的はあっても、それに縛られる必要は必ずしもないと思っておりますので、少しでもたくさんの方に施設に足を運んでいただけるような工夫やPRにも努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長 委員、よろしいですか。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまで基本方針1、2、3ということで分けてご意見をいただいてまいりましたけれども、全体を通しましてまた振り返っていただいて、戻っていただいても結構です。何かお気づきの点がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

○委員 この計画について、策定検討委員会で話し合っていた時期からちょっとずれて今起こっている問題なのですけれども、中学生で通信制の高校を選ぶ子どもたちが非常にたくさんいるらしいです。僕たちの頃の通信制というのは、卒業できないのではないのかというような難しいところもあったのですけれども、中学校に訪問していろいろ子どもたちの話を聞くと、10人に話を聞いたら3人受けるというような現状があると。

ということであれば、この子どもたちは月曜日から金曜日、学校に行かずにまちにいるという状況になる。学校に行かなくてもいいのかと聞いたら、行きたい人は行っていい、行きたくない人は定期的に提出物を出せばいいという学校のようなようです。

いろいろな考え方があって、そういうような世界になってきて、文科省が認めてやっているのですから、それはいいのだとは思いますが、こういう子どもたちのフォローというのが、次の計画案では多分出てくると思いますし、こういう子どもたちの地域への参加の仕方というの、もっと出てくると。もしかすると民生委員の方とか保護司の方は、もっと大変になるかもしれませんし、青少年委員ももっといろいろなことを考えていかないといけないと思います。小学校PTA、中学校PTAに至っては、そもそものところを考えていかないといけない可能性もあると思うので、もしかすると次の教育プランをつくる時には、そういう問題が出てくるのだらうと思っています。僕はやり残すことが嫌いなものでちょっと提案して、この会を卒業したいと思っております。我々大人も生活習慣が変わってきておりま

す。会社へ行かなくてもいい、時間の自由な大人たちがいるので、そういう人の活用もしていかなければならないなという願いをしながら、発言とさせていただきます。

○**委員長** ありがとうございます。何か中学生が高校に進学するときの最近の様子などを、委員のほうでいかがでしょうか。

○**委員** 今ご指摘のあったとおり、通信制の高校を受験する生徒、そして進学する生徒は例年増えております。一般的にはまだまだ通学して学ぶほうが主になりますが、この割合は今後増えていくかなと思います。中学校の現場でいくと、余り大きく分けてもいけないと思うのですが、一つは多様な考え方の中で、高校生という義務教育が終わった後の時間を有効に使いながら、自分のより興味のあることの学習カリキュラムが、例えばeスポーツであるなど、通学して学ぶ高校より選択肢が広い中で、自分の力を伸ばしていきたいという子どもたちが選ぶのかなと思います。

もう一つは、なかなか集団に適應することが苦手、人と接することが苦手な生徒が、通信制の高校で、画面の中では友達と意見が交換できたり、または一緒に学ぶことができたりという中で、自分の可能性を伸ばしたいというような、教育の新たな在り方なのかなとは思っております。通信制の中でも優れた人材は輩出されていくと思いますし、従来の高等学校等でも可能性を伸ばす生徒もいると思いますので、しっかり保護者の方や生徒の考えもいろいろ踏まえながら、進路選択をしっかり中学校ですていくことが重要かなと考えております。

○**委員長** 指導室長。

○**指導室長** 指導室長でございます。委員のご発言にございましたとおり、進路状況をご報告させていただきますと、中学校を卒業する生徒は、葛飾区では大体2,800人前後を推移しております。令和元年度の卒業生のうち、そういった通信制の課程に進学をした子どもは101名でした。令和4年度、最新の数ですと198名、約倍になっております。ですので、やはりこのコロナ禍の3年間は、子どもたちもオンラインでの授業など多様な教育を享受する、その方法が多様化したことの一つ大きな変化だというふうに捉えているところでございます。

そして、都立高校も多様な子どもたちを受け入れる、エンカレッジと申しまして、中学校ではなかなか学校に通いづらかった、また学力的にも少し苦手なお子さんを受け入れて、高等学校で学び直すとか、また時程に関しましても、夜間の定時制だけでなく、昼夜間と申しまして午後の課程、お昼から夕方までのような課程が増えたり、様々な学びの機会を、ある意味では保障する、受け入れる枠が大変増えてきました。ただ、葛飾区に住んでいる高等学校課程の子どもたちについて、様々議会等でもご心配の声をいただいているところでございますが、数としての把握は、教育委員会としてはできておりませんが、高校を中退してしまったり、入学したいけれどもなかなかそこで完遂できない方たちがいるという実態がございます。委員のご発言のとおり、葛飾区全体としてはそういった実態をしっかりと受け

止めて、次なる考えで向き合うべきことだと認識をしているところでございます。

ただ、今申し上げましたとおり、数は大変増えている実態を改めて認識せねばと思っております。

○委員長 社会がいろいろ変わって変化をしているところでございますので、実態をできる限り把握して、その対策が必要であれば、早めに検討をしていかなければならないと思っております。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、委員。

○委員 教育の話になりますと、策定検討委員会でもお話ししましたがけれども、もう学校を離れてから 50 年以上経っているので、今の皆さんのお話を聞いて、そこまで変わったかというぐらいしか感じられないのです。しかし、現実的にはお子さん方と、中学、高校、それから小学校、町会の行事等で会うと、ちゃんと役割を全部果たしてくれます。役割、課題をお願いすると、非常にいい顔をしてやってくれる。これはすごく助かっていて、こういう方々を中に引き込まないと、もう高齢者の集団の自治町会になってしまいますので、そういう対策を早くしないといけないなと思って、会長期間中はやっているのですけれども、余り成果は上がってないということでございます。

それでもう一つは、先ほどの教育総務課長の冒頭の説明で、役所がやることを全部説明を受けたような、もう 8 分どおり仕上がっているのですよね。今年度の取組内容からすれば、もうどここの学校はここまでこうしてこうしたい、ああしてこうしてと全部決まっていますよね。もう今期これから我々が打合せをして決める話ではないですよね。

それ以外に、実は私が一番心配しているのは、「推進」というのがもう全部抽象的なのですよね。1 年間の計画ですから、それを具体的、明確にしてあげないと、実行する人があつという間に 3 か月、6 か月、9 か月、1 年で終わってしまうのですよ。私はサラリーマン経験者ですので、計画を立てるときというのは、もう 2 月だったら来期の計画は全部出来上がっている。逆に言うと、組織の中の下まで全部課題とか、どういう形で進めるとかいうものをやっておかないと、期に入ってからやるのではもう遅いのですよ。僕は、サラリーマン時代はそう思って推進してきました。

そうしないと、やるほうもたまったものではない。突然言われて、これいつまでやってこいなどと言ったら反感を持ちますよね。これは管理職というか、上に立つ者としては絶対にやってはいけないことなので、そこを考えて球を、この計画で投げてほしいなど。

ですから、ちょうど 5 年計画ですから、今年はまだ時間ありませんが、来年度からはあるはずですね。そういうものを計画して、事前にやる気を起こさせるというか、やってもらわなければいけないところ、特に、学校の先生に負担をかけるわけですから、本当にやる気

を出していただかないと。目標などというのは、もう全く数字だけであって、やる気があってこそ初めて目標というのは達成するのですよ。この課題は誰にやっていただくのですか、最終的には先生から生徒さんにやっていただくのですよね。その成果ですよねというようなことを、ちゃんとそこまで考えて、計画をお立ていただきたいと。

ですから、学校の施設の整備とか役所で決められるものは全部もう出来上がっていると思いますが、半分以上は人に委ねるようなというか、人にやっていただくというような形の施策だと思うので、ただ頭ごなしにお願いするのではなくて、やはり双方で分かり合うとかコミュニケーションというのはすごく重要なので、十分に話し合ってくださいということをお願いしたいのです。

○委員長 ありがとうございます。教育総務課長。

○教育総務課長 教育総務課長でございます。

2点あったかと受け止めさせていただきました。

まず、自治町会の例で組織の若返りといったお話だったかと思います。本日この会議にご参加いただいている各団体、様々な課題をお抱えになっているのだろうという認識を持っております。私ども区長部局も含めて、そうした各団体の皆様方の抱えている課題については、団体の皆様方と話し合いなどを通じながら、よりよい活動につなげていけるように、今後も努力してまいりたいと考えております。

2点目でございます。冒頭ご説明申し上げました5年間の行政計画が、この2年間の策定検討委員会でご議論を経て出来上がったところでございます。2点目にご紹介したのが、その計画を踏まえての6年度の具体的な取組でございます。詳細については、現在予算案として議会で審議いただいております。

いずれにいたしましても、この5年間の新たな計画の趣旨というものを、私ども事務局と学校現場と、それから区民の皆様と共通理解をできるように説明責任を果たしていきますし、個別具体的な事務事業の成果が上がるように努めていきたいと考えてございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

あと、ご発言のなかった委員、最後に何かございますか。

○委員 いや、別に。

○委員長 よろしいですか。

それでは、全体を通しましてほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定していた案件は全て終了とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

それでは、次に、事務局から何か連絡事項があればお願いします。教育総務課長。

○教育総務課長 教育総務課長でございます。

2点ございます。

まず1点目、本日ご意見をたくさん頂戴いたしました。皆様から頂いたご意見等につきましては、発言者の氏名を伏せた形で、来月開催が予定されております教育委員会にご発言の内容について報告してまいりたいと考えております。

2点目でございます。本委員会の活動と言いますか、会議につきましては、昨年1回、今回2回目ということで、1年度で終了ということになります。この場をお借りいたしまして、今期委員を務めていただきました皆様方には、心より感謝の気持ちをお伝えさせていただきたいと存じます。誠にありがとうございました。

来年度につきましては、また改めて皆様方の選出団体の責任者の方々に、委員のご推薦の依頼を5月ぐらいまでにさせていただく予定でございます。また、会議については、本年の7月頃、それから来年の2月頃の2回を予定しております。引き続き、皆様方のお力添えを頂きますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

私からは以上です。

○**委員長** それでは、以上をもちまして、令和5年度第2回目の葛飾区教育振興基本計画推進委員会を終了といたします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 15時30分